

公告第

15 号

公示送達書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年10月2日

兵庫県中播磨県民センター長
(姫路県税事務所)

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備 考
地方税法の規定によりその例による こととされている国税徴収法 第131条	株式会社D-LINEこと株式会社プ ラスワン	